

【ものづくり 人づくり 地域づくり】「2013平和の集い」(常総生協平和の集い委員会)

常総生協・平和のつどい実行委員会の企画・第2回
.....生命をみつめなおす.....

5月28日(火)～6月2日(日)

入場無料

“親子で知ろう戦争と暮らし展”

～今しか聞けない、おじいちゃん・おばあちゃんからの伝言～

昨年秋、生協では柏市の飛行場跡地見学を行い、私たちが暮らす町の近くに残る戦争の跡を調べました。

今回は第2回目として、1930年代からの日中戦争・太平洋戦争・広島長崎原爆投下・敗戦と続く戦争の実態と当時の暮らしを、写真展示・ビデオ上映・語りで皆様に伝えたいと企画しました。

戦争を知らない世代の方々に親子で来ていただき、戦争について一緒に考えてもらえるとうれしいです。(常総生協平和の集い実行委員会)



来て!!

【日時】5月28日(火)～6月2日(日)

9:30～16:30

ただし、5月28日は13:00から。
6月2日は15:30まで

【場所】つくば市民ギャラリー

TXつくば駅から徒歩5分 駐車場は右図

※入場無料



【写真展】

期間中、戦争中の子どもや女性を中心に、当時の暮らしの写真などを展示します。
ビデオ・DVDも、随時上映します。



見て!!

【戦争体験を聞く会】

戦争を体験した方々のお話を聞きましょう。

5月29日(水)
～6月2日(日)
毎日14:00～



聞いて!!

○「戦争とくらし展」会場係お手伝いさん募集!

写真展の会場係お手伝いしていただける組合員さん募集! 下記の日程でお手伝い可能な枠に○をつけてご提出下さい。(現地集合)

コース名	班名	お名前					tel
		5/28 (火)	5/29 (水)	5/30 (木)	5/31 (金)	6/1 (土)	6/2 (日)
9:00～13:00	(展示準備)						
13:00～17:00							(会場片付)

今なぜ、「戦争と暮らしの写真展」なのでしょう？！

ごあいさつ

私たち常総生協は毎年「平和の集い」を計画し、戦争と生活について考えてきました。昨年は柏市の戦跡めぐりツアーを行い、今年は写真展を企画しました。

今 70 歳位のおじいちゃんとおばあちゃんが 2,3 歳の子どもだった頃、私たちの国・日本は世界と戦争をしていました。

お父さんたち男の人は兵隊さんになって「お国のために」と言われて戦場に送られて、たくさんの方が亡くなりました。

お母さんたち女の人は、「国を守る」と信じて、竹やりで訓練をしたり兵隊さんの服を作る工場で働かせられたり、従軍看護婦として戦場に行かされたりしました。

沖縄の子どもたちは、アメリカ軍の空爆が激しくなってくると九州に疎開させられました。船で移動中に攻撃されて、太平洋に船とともに沈んで命を落とした子どももたくさんいました。

日本の本土も、昭和 19 年末になると空襲がはじまり、子ども達は親と離れて遠くの農村に学校ごと疎開することになり、お寺や農家で過ごす生活になりました。貧しい食事でお腹がすいて、寒さで病気になって死んだりする子もいました。

昭和 20 年 3 月の東京大空襲をはじめ、全国各地の都市が空襲にあい、多くの方が焼け死にました。そして 8 月 6 日と 9 日には広島と長崎に原爆が落とされ、大勢の人が一瞬の間に死に、生き残った人たちも原爆症で長い間苦しみました。

今では、そのころ大人だった人は 90 歳以上に、子どもだった人は 70 歳以上のおじいちゃんやおばあちゃんになってしまいました。これから、戦争を知っている人たちはだんだん少なくなっていくと思います。今のうちに戦争の本当の姿を聞いておきましょう。

～写真展、資料展～

～今しか聞けない おじいちゃん、おばあちゃんからの伝言～



今回、私たちは、戦争を知らずに育った今の子どもたちと若いお母さんやお父さんにぜひ来て・見て・聞いて戦争の悲しさ・つらさ・きたなさを知ってほしいと思い、写真展と戦争を経験してきた方々のお話を聞く会を企画しました。

展示にあたり、組合員がお持ちの資料や写真をお借りしました。すべてを展示することはできませんでしたので、女性や子供の写真を中心に選びました。

ぜひ、ご家族でいらしてください！

常総生活協同組合 平和の集い実行委員会

【東海第2原発運転差止訴訟 第2回口頭弁論】

「原発の根っこは何か、原発が何をもちたらすか」 有機農業を続けてきた魚住さんの陳述を裁判長が拒否 記者会見での魚住さんの発言より

東海第2原発訴訟の第2回口頭弁論が4/18開かれました。

しかし、あらかじめ裁判所に提出していた準備書面の書証として申請していた原告魚住さんの法廷陳述が、裁判長の権限で「拒否」(留保)されました。理由は、「原告住民の意見陳述は争点整理に役立たず、法的にも意味がない」という驚くべき理由でした。

前回、原告意見陳述を許したことで、国から「住民原告の勝手放題を言わせてしまった裁判長はけしからん」と圧力があつたらしく、最高裁で「原発訴訟における住

民原告の意見陳述は制限するように」という確認まであつたと伝えられています。

法廷では「原告の陳述を認めないのはなぜか」「弁論権はこちら側にある」との原告側弁護士の主張に対して裁判長は「自分の権限で今日は留保する」と拒否。緊迫したやりとりが交わされましたが、「裁判長の権限において陳述することを留保する」旨が言い渡されました。

閉廷後の「裁判進行協議」でも原告意見陳述をめぐる再び紛糾し、裁判長との論争、にらみ合いが続きました。魚住さんが、裁判終了後の「記者会見」で話されたことをここに再録します。

原告の魚住です。昨夜まで7分の指定された時間に話す大事なことを自分なりに考えていたのですが、拍子抜けの結果になりました。しゃべらせてもらえなかった。原発事故前の、従来の裁判のリズムで今回の裁判を進行しようとしているのが今日わかりました。これは話にならない裁判だと。

今日の進行協議のあと、海渡弁護士と話しましたが、裁判官を福島に早く連れて行く必要があると。我々がパワーポイントや映像でいくら裁判官に説明しても、現場に立たなければ福島の人達の想いは伝わってきません。

僕らが東海第2原発を止めたいと思ってる気持ちをわかってもらうためには、現地に行ってもらわないと始まらないなどの実感を持ちました。

私は有機農業を1970年にはじめました。その当時母乳からDDT、毛髪から水銀が検出される時代でした。

農業に有機水銀が使われていたんです。イモチ病の予防、種子消毒にエチル水銀が使われていた。それは水俣病を引き起こしたチツソや昭和電工が垂れ流したメチル水銀と同じような有機水銀です。

こんな農業をやっていたら未来の子供たちにどんな影響が出てくるのかと心配になりました。これを覆す、根本から変える農業をやらなくてはと思ひまして有機農業という、私にとっては当時はまだ未開の農業を自分の課題として設定しました。

1970年の4月に見たアサヒグラフに水俣病の裁判に立ち上がった患者さんの特集がありました。水俣病はとくに終わったものだと思っていたのですが、今から闘いが始まることに衝撃をうけまして、現地水俣に行きました。チツソが垂れ流した水銀でこんなに患者さんたちが苦しんでいるのかと、その人たちがやっと裁判に立ち上がったんだなという光景に立ちあいました。



閉廷後の会見で語る魚住道郎さん(左)と河合弘之弁護士(右)＝水戸市で

原告側の準備書面「地裁が陳述を留保」
原告側は準備書面を受けた損害や悔しさ、
で、原告の一人で有機 原発への問い掛けなど
農業を営む魚住道郎さん(左)と河合弘之弁護士(右)が
「無主物」と呼んで
回収しない東電。その
論理に「社会に通用す
るのか」と憤り、原告
が東電と違う「保証は
あるか」と問う。
原発事故を苦に自殺
した仲間もいる。閉廷
後、魚住さんは「既に
被害者として苦しんで
いる人たちの目の前で
もう一度災害を起し
たとき、僕らは彼らに
どんな顔ができるの
か。原発を止めるしか
ない」と語った。
(妹尾聡太)

4/19 東京新聞より抜粋

1970年の7月に熊本地方裁判所で患者さんに直接
会いました。

それから渡辺栄蔵さんという第一次訴訟の代表のこ
ろで漁を1か月ほど手伝わさせてもらいました。

その体験の中から私の農業の課題もはっきり見えてきました。もし私が有機水銀を使うような農業をしたらチッソと同じ「加害者」の立場に立つわけです。根底からこれを覆す、変えなくてはならない、それは「水俣との自分の約束」です。今も苦しんでいる人たちがいっぱいいるわけです。彼らと同じ課題を一緒に突きつけられていると僕はわかったのです。

私が生まれた1950年ころから水銀が垂れ流され始めて、1956年に水俣病が公式確認されてそれから57年たちました。そして一昨日、最高裁の判決がありました。

私も最高裁の前に患者さんといました。57年たっても叫びをあげた、たった2人の声しか拾えていないわけです。終わっていないんです。7万人やそれ以上の人が苦しんでいる。

これと同じ歴史が原子力発電にもあったのです。偶然今まで、大事故が起こっていません。でも根っこはまったく同じでそのことを僕らは裁判の中で問わなければならない。今後生じてくるであろう健康被害、子供達や近隣住民の放射線障害が必ず起きてくる。水俣の裁判を教訓としていかなければならない。

水俣病患者認定訴訟では地裁と高裁と判断が分かれた。裁判所によって違う。被害者が困って申請しているのに、行政サイドに立って平気で判決を下す裁判官もいる。その最後の砦が最高裁。

一昨日の水俣病認定の最高裁判決で裁判所の良心が残っているんだなと私は思いました。一番良心を感じたのが、熊本の認定審査会の判断を超えて、裁判所自身が溝口さんを水俣病だと認定したことです。

関西の住民による大飯原発の停止を求めた仮処分申請が大阪地裁で却下されました。住民は原発を止めるために裁判所に持ち込んだのです。国と事業者が基準通りに真面目に運転しているかどうか判断してくれと言ってるわけではなく、止めてくれと言ってるのです。

福島原発事故で被害者として亡くなられた方が何人もいます。僕らの同僚も自ら命を絶ちました。その命に報いなきゃならない。

しかし今日の裁判を聞いていると、今までの裁判と同じような流れをやりそうです。原告住民の訴えは裁判のあとの方でもいいだろと言う。まずやりやすい立地とか国の指針の検討からはじめると。

水俣病で一番問題だったのは、熊本水俣病を起こして、1959年に原因がメチル水銀とわかったにもかかわらず、昭和電工が新潟阿賀野川にメチル水銀を垂れ流していることを放置したために、その数年後に第二水俣病を起こしてしまった。患者が新たに発生した。私たちがアセトアルデヒド（ビニール製品）を使うことでさらなる患者を増やし苦しみを与えてしまった。その反省が僕にはあります。どうしても闘わなきゃならない。

僕には熊本と福島のことが二重写しになるんです。第二の災害が目前に迫っていると僕は思うんです。だから第二の福島の災害を起こしてはならないということを僕らの原動力にしないでほしいと思う。

福島に直近の原発を持つ僕ら自身が、被害者として苦しんでいる人たちの前でもう一度事故を起こしたら、彼らに僕らはどんな顔をして会えばいいのか。止めなくてはならない。これが僕らの裁判に課せられた課題だと思っています。 (2013年4月18日 記者会見にて)

強制収容所で、なかまと助け合い、学びあい、生きぬいた

主催：テレジンを語る会いばらき
<http://teresien-ibaraki.jimdo.com/>



ペトルが描いた挿絵

「テレジンの子どもたちから」 partⅢ

～パネル展とお話し会～

* 入場無料

2013年
☆5月8日(水)～12日(日) 9時30分～5時
* 初日は正午より、最終日は3時半まで

つくば市民ギャラリー (吾妻2-7-5 中央公園内)

- 「生きのびた少年ジョージの物語」パネル展 (NPOホロコースト教育資料センターkokoro 製作)
- 「プラハ・テレジン・アウシュヴィッツ」林幸子写真展
- 「ナチスに隠れて出された雑誌『VEDEM』より」ミニパネル展
- 「テレジン・平和への想い」皆川末子布絵展 (フリンジパールの兄妹ほか)



ハンナとジョージ



Vedem を作ったペトルと妹のハヴァさん

☆5月11日(土) 2時～4時 市民ギャラリー内でお話し会

講師：石岡史子さん「生きるための優しさと強さを育む」

—「ハンナのかばん」と収容所を生きぬいたジョージの物語—

* 石岡史子：『ハンナのかばん』の訳者で作中人物、平和と人権の訪問授業など活動
* 林幸子：『VEDEM』の訳者で「テレジンのイニシアティブ」「チェコ倶楽部」など
後援：茨城県、土浦市、つくば市、茨城県教育委員会、土浦市教育委員会、つくば市教育委員会、つくば子ども劇場
連絡先： tel&fax 029-823-3484 (関谷) kaco.ppe@gmail.com